

令和6年度 夏の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

期 間：令和6年7月11日(木)～20日(土)までの10日間

重点事項：子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と交通ルールの遵守
ドライバーの安全運転意識の向上と飲酒運転等の根絶
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と
交通ルールの遵守

(2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故

～ 広めよう 交通安全スリーS (Stop Slow Smart)運動 ～

ヘルメットを
着用しよう！



(3) 主要実施事項

◇子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と交通ルールの遵守
～ 思いやり・ゆずり合い運転を実践しましょう ～

- ①歩行者は、信号を守る、横断歩道を利用する、歩行者横断禁止の標識のあるところでは横断しないなど、交通ルールを守りましょう。また、横断中も周りの安全を確認しましょう。
- ②通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動を推進しましょう。
- ③ドライバーは、子どもや高齢者を見かけたら速度を落とす、道をゆずるなどの「思いやり・ゆずり合い運転」を実践しましょう。また、横断歩道では「歩行者優先」を徹底しましょう。

◇ドライバーの安全運転意識の向上と飲酒運転等の根絶

～ 危険運転の根絶を図りましょう ～

- ①「飲酒運転四（し）ない運動」（運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない）を、家庭、職場、地域、飲食店等の事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた飲酒運転の根絶を図りましょう。
- ②運転中の「ながらスマホ」や「あおり運転」等は悲惨な交通事故を招くことを意識し、絶対にしないようにしましょう。

◇自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と
交通ルールの遵守

～ 交通ルールを守りましょう～

- ①自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ②自転車に乗るときは自転車安全利用五則を守りましょう。

1 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用
- ③自転車損害賠償保険等に参加しましょう。
- ④特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。

※下線部は昨年度の要綱からの主な変更点

2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

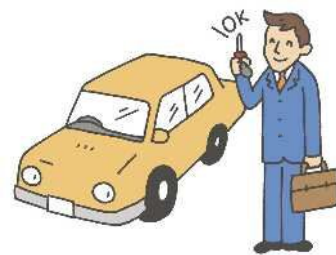
期 間：令和6年8月1日（木）～10日（土）までの10日間

重点事項：子ども、女性の安全を守る活動の推進

特殊詐欺被害を防ぐ活動の推進

住宅対象侵入盗の被害防止

自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止



(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

◇子ども、女性の安全を守る活動の推進 ～SNS利用による被害が増加～

《子どもの安全》

- ①夏休み中は、子どもだけで外出する機会も増えます。子どもを犯罪から守る5つのおやくそく「つ・み・き・お・に」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょう。

ついていかない みんなといつもいっしょ きちんとしらせる おおごえで助けを呼ぶ にげる

- ②SNS利用による、子どもの犯罪被害が発生しています。SNSを適切に利用するため、親子で話し合い、「個人が特定される情報を書き込まない」などのルールを決めましょう。

《女性の安全》

- ③共同住宅の中高層階でも室内に侵入され被害が発生しています。ベランダ窓や玄関の鍵を確実に掛けましょう。また、オートロックマンションでも隙を見て侵入してくる場合がありますので注意しましょう。
- ④注意力が散漫になるスマートフォンを使用しながらの「ながら歩き」はやめて、時々後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。

◇特殊詐欺被害を防ぐ活動の推進 ～犯行の手口が巧妙化～

- ①在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ②インターネット閲覧中に、ウイルス感染したかのような警告画面を表示して偽のサポート窓口で電話をさせ、修理費用などを騙し取る手口が発生しています。警告画面に表示された電話番号には連絡しないようにしましょう。
- ③SNSやインターネットで、短時間で高収入を得られるなどと言い、特殊詐欺など犯罪の実行役（いわゆる闇バイト）を募集する行為が横行しています。安易な気持ちで応募すると抜け出せなくなります。怪しいと思ったら家族など周りの人に相談しましょう。

◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～無施錠の被害も多発～

- ①短時間の外出や家にいるときでもカギかけを徹底しましょう。
- ②SNSに投稿した内容が原因で、空き巣の被害に遭う可能性があります。リアルタイムの投稿は控えて、留守を悟られないようにしましょう。

◇自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②明るく管理された見通しのよい駐車場を利用しましょう。
- ③ハンドルロック、タイヤロック、イモビライザの追加等、複数の防止対策を組み合わせ活用しましょう。
- ④自動車のナンバープレートが悪用されないよう、盗難防止ネジを活用しましょう。
- ⑤車内に荷物を置かないようにしましょう。

※下線部は昨年度の要綱からの主な変更点

名古屋市長 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数 13, 200部 通番71号